〈業所管団体等会員〉 会員各位

> 〈業所管団体等〉 一般社団法人 〇〇〇 会長 〇〇〇

## QR コード付き交付申請書送付についての周知について (協力依頼)

貴社におかれては、平素から〇〇〇、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、これまでも、〇月〇日にマイナンバーカードの積極的な取得と利活用促進の呼びかけについてお願いしておりました。

今般、〇〇課長から別添のとおり、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単に行える QR コード付き交付申請書(以下「交付申請書」という。)の送付及びその活用について情報提供がありました。

当該交付申請書は、令和2年11月から令和3年3月まで、まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ、地方公共団体情報システム機構から、順次送付されます。

マイナンバーカードは、公的な本人確認書類になる他に、本年3月末までに申請していただければ、本年9月末までにマイナポイントの申込み及び申し込んだキャッシュレス決裁サービスを用いてチャージ又は決裁を行うことでマイナポイント(上限5,000円)を取得することができるようになります。また、本年3月から健康保険証としての利用が始まるなど、ますます便利なカードになります。さらに、マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることが期待されます。

つきましては、<u>貴社の従業員や組合員等に対し、交付申請書が送付されることの情報提供及び当該交付申請書を活用したカードの申請についての呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。</u>

なお、地方公共団体情報システム機構からの送付物については、以下のホームページを 御参照ください。

https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/